女官飾抄

他三篇

848
71

国立国会図書館　タイトル『女官飾抄』　請求記号 848-71

ガラス使用

女官飾抄

捕賛結之儀

下間頼竜

源氏禁秘抄

848
71

国立国会図書館　タイトル『女官飾抄』　請求記号 848-71

ガラス使用

△女官飾抄

帝国図書館蔵

今井俊郎氏寄贈本

昭和十四年 帝国図書館

○春冬之衣色〻

ニナ紅ノ衣　紅クレナヰノ単

松小童コカサ子ノコウチキ　小掛

紅クレナヰニホヒノ衣　薄ウヘクレナヰニ　ウス紅ラカサス

萠木モエキノウハキ　表著

紅クレナヰノウスヤウ　薄様　ウヘクレナヰニ　シロキヲカサス

櫻サクラウハキ　表著

白キウハキ　表著

紅ゴウハイノヒト　梅　革

赤色ノ小ウチキ　掛

白シロキヒトヘ　単

蒲萄ヒソメノロウチギ　染　小掛

国立国会図書館　タイトル『女官飾抄』　請求記号 848-71

ガラス使用

ムラサキニホヒ　ウ（ムラサキニウス　ムラサキヲカサヌ
裏　ウラ山吹ノウハキ　表著
薄樣
ムラサキノウスヤウ　ウ（ムラサキ　シロキヲカサヌ
紫
萠木　モエキノウハキ
梅衣　オモテシロシ
ムメノキヌ　ウラスハウ
紅梅　表著
コウハイノウハキ

ツホミ紅梅　オモテ　コウハイ
萠木　表著　ウラスハウ
モエキノウハキ

紅
クレナ井ノヒト（　単
萠木　モエキノ小ウチキ　袴
白キヒト（　紅ハウ　ロキ）
紅梅　小袴
コウハイノコウチキ
蘇芳　単
スハウノヒト（
赤
アカ色小袴
青
アヲキヒト（　単
蒲萄染
エヒソメノ小袴

裏　倍
ウラマサリノ紅梅
萠木　表著
モエキノウハキ

紅梅　重
コウハイカサネ子

エヒソメノウハキ
紅梅　白　ウ（紅梅ニ薄
コウハイニホヒ　紅梅ヲカサヌ
萠黄　表著
モエキノウハキ

柳
ヤナキ　オモテ白ク
ウラアヲ
櫻　萠黄　表著
サクラモエキノウハキ

マサリタルヒト（　単
赤
アカ色ノ小袴
紅
クレナ井ノヒト（　単
萠黄
モエキノコウチキ　小袴
倍
マサリタルヒト（　単
蒲萄染　小袴
エヒソメノコウチキ
紅
クレナ井ノヒト（　単
赤
アカ色ノ小袴

国立国会図書館　タイトル『女官飾抄』　請求記号 848-71
ガラス使用

櫻
サクラカサ子　重　オモテ白ク　ウラアカキ花
紅梅ウハキ　表著
山吹
ヤマフキニホヒ　ヤマフキノキスニ　キナルキヌヲカサヌ
白　萠　黄　表著
モエキノウハキ
花山吹　オモテウスクチハ　ウラキイロ　表著
裏
ウラ山吹ノウハキ
裏
ウラ山吹　オモテキイロ　ウラクレナヰ　表著
臭　陵
キヨシウノウハキ

紅ノヒト　単
スハウノコウチキ　祷
蘇芳
アラキヒト　単
青
蒲萄染　小祷
アヒソメノコウチキ
紅
クレナヰヒト　単
青
アヲキコウチキ　小祷
青
アヲキヒト　単
蒲萄染
アヒソメノ小祷

サクラモエキ　オモテモエキ　ウラアカ花
紅梅ノウハキ
スハウノコウチキ
紅ノヒト
アヒソメノキス　オモテスハウ　ウラハナタ
モエキノウハキ
紅梅ノコウチキ
紅ノヒト

此内梅コウハイハ十一月ノ五節ヨリ二月マテ櫻山吹ハ三月マテ藤ハ三月四月ハカリ其外色々ハ時ヲ不定候四月ハアハセノキヌニモコレノ色々ヲ用候キヌノ

唐織物二重ノ

地ハ文ノ織物アヤナニ、テモ子紬アルマシク候常ハ公(ヲヤケ)私ヲシナ(テ)五衣ニテ候其ウチシカル(キ)御方ハ七モ八モ又十モ時ニヨリテカサ子ラレ候只今(ちかイ又藻塩)ノ人ハ五ヨリ外ハイタクモチ井候ハヌ尺ウチ〳〵ハキ又一二ヲモ用サリ

ウハキ小ウチキトハ二重織物又唐織物ヲモ可用ニヤ

ヲモテ表背　ヲモテスハフ

クレナ井ツヽシ　ウラウスクレナ井

マツカサ子ノウハキ

ツヽシ　オモテスハウ　ウラアヲシ

フチカサ子　オモテウス紫　ウラアヲシ

ウラ山吹ノウハキ

色々五　ウス色コウハイ　モエキ　ヤマフキ

コウハイノウハキ

アヲキヒト〳〵

山吹ノコウチキ

クレナ井ノヒト〳〵

松カサ子ノコウチキ

クレナ井ノヒト〳〵

モエキノコウチキ

ウ(シロキ)六　クレナ井ノロキウスキ一重　アヲキマキウスキ一重　ウス色ノコキウスキ一重　ウ〳〵モニ七重也

紅ノヒトヘ
モエキノコウチキ
シロウスヤウ ウヘモカサ子モ 白キヲイフ
コウハイノウハキ
松カサ子
モエキノウハキ
樺 櫻
カハサクラ オモテスハウ ウラアカキ花
サクラノウハキ
スハウノウハキ
シロキヒトヘ
クレナ井ノコウチキ
クレナ井ノヒトヘ
スハウノコウチキ
モエキノヒトヘ
柳ノ小ウチキ

夏ノ始之衣色々
藤カサ子
松カサ子ノウハキ
卯之花 オモテシロノ ウラアヲシ
紅ノウハキ
白キスシ 生
紅ノコウチキ
白キスシ 生 ノヒトヘ
エヒソメノコウチキ
此外色〻先ミシルスミオナシ四月中ハ袷ノ
キヌニテ候ヒトヘハ衣更ノヒトヘトテ精好
スミイワレニモカサ子ラレ候又加茂ノ祭ノ

国立国会図書館　タイトル『女官飾抄』　請求記号 848-71
ガラス使用

日ハスヽシノキヌヲ用候事モ候

五月五日ヨリ秋マテノキヌノ色

菖蒲
アヤメノヒト（カサ　オモテアヲシ　ウラコウハイ

スハウノウハキ

二タ藍ノコウチキ

盧橘
ハナタチハナノヒト（カサ子　オモテタチハナ　ウラアヲシ

シロキウハキ

スハウノコウチキ

瞿麦
ナテシコノヒト（カサ子　オモテ　コウハイ　ウラアヲシ

スハウノウハキ
イニあやのごとし
（カサ子

紅ノ小ウチキ

女郎花ノウハキ

二アイ井ノコウチキ

萩　経　青
ハキノタテアヲノヒト（カサ子　スキスハウタテアヲ　ウラアヲシ

スハウノウハキ

ヲミナヘシノコウチキ

ヲミナヘシノウハキ

ハキノヒト（カサ子　オモテスハウ　ウラアヲシ

クレナ井ノ小ウチキ

ヲミナヘシノヒト（カサ子　オモテウテ青スキ黄　ウラアカシ

紅ノウハキ

ウスラウハイノヒト（カサ子

松カサ子ノコウチキ

紅ノヒト（カサ子

朽葉

クチハノコウチキ

二アヰノヒト（カサ子

スハウノコウチキ

ヱヒソメノヒト（カサ子

アカ色ノコウチキ

濃

コキスハウノウハキ

二アヰノウハキ

ヲミナ（シノウハキ

シロキウハキ

クレナヰノコウチキ

シロキヒト（カサ子

紅ノウハキ

フタアヰノコウチキ

一重カサ子ウ（ハズ、シノ織物アルヒハウスモノヽ

アヤ下ハアヤノヒト（ヒ子リカサ子ニテ候下サマハ

平絹

イチンウス物ナトヲ用ユ又アヤヲ何色テモ

薄

ソメテハリテ用ル也

菖蒲立

アヤメタチ花ハ五月中ナテシコハ六月ニテ女

瞿麦

郎花、萩ハキハ、キリシ（祇園會）ノ上ヨリ秋ノウチメ花ハ
ク候ウハキ コウチキ、皆メシオリ物、或又
（オリ物ヲモト（サマハ用ルナリ

九月九日ヨリキスノ色

菊モミチ、又何ニテモ、五キ（色イ）メスシニウ又キワタ（綿）入
テモチ井候ニチカ比ハイカ、候ヤラン

十月ヨリ五節マテノキスノ色

菊ノ御ソ衣ウ（五スハウニホヒ 下ニシロシ）
青 アヲキヒトヘ
黄 キアヲ
裏 ウラノウハキ
龍膽 リウタンノコウチキ。面ヒロ〻ト。裏すて

紅葉重ハ、キイロニ 山吹ウスキコキ 一カサ子紅
ウスキコキ 一カサ子スハウ一ウ合テハナリ
紅ノヒトヘ
黄菊 キクノウハキ
キクノ小ウチキ

白菊、オモテ白 ウラスハウ
黄菊 キクノウハキ
紅ノヒトヘ
スハウノコウチキ

キ、ク　オモテキ　ウラアヲシ

シロキウハキ

ウツロヒ菊　移　オモテ中紫　ウラアヲシ

松カサ子ノウハキ

キモミチ　オモテキ色　ウラスハウ

スハウノウハキ

ハシ紅葉　オモテスハウ　ウラキ

立ヒソメノウハキ

紅ノヒトヘ

蒲萄

立ヒソメノコウチキ

紅ノヒトヘ

アヲキコウチキ

紅ノヒトヘ

アヲキコウチキ

紅ノヒトヘ

スハウノコウチキ

カヱテ紅葉　オモテスハウ　ウラ黄　ウスアヲイ

紅ノウハキ

立ヒソメノコウチキ

スハウノヒトヘ

此外ノ色々ハ先ノ春冬ノ色ノ所ニ記シヲハリヌ

一　ウチキヌノ事

紅ノアヤヲウチカサ子ラレ候雅人ハコキウチ也、

夏冬トカキ次第　引　刷

ヒキツクラフトキカサ子ラレ候常ニハヒトヘ　ハカリヲカサヌ

ルナリヌヒトヘニウチキヌヲコキウチトハ紫ノウチ衣ルヲ

カサヌルコトモアリ

云也今ノ世ニフシカ子ニテソムルハマ子ヒ物ナリ

ヒトヘノ事

夏ハ紅或ハコキ引（キ也冬ハ何テモヒトヘ
子リハル又ヒトヘカサ子ニヒツヘキカサスル事
モアリ

大概此分ニテ候大方ハサタマリタル事候ハヌ
候キヌノ色ニヨリテウハキ小ウチキハ晴ニ
ヨリテ御サタアル（クル候ニトコロ候ハシスル
カカンヨウニテ候

此外又モノ、クハレノ時モチ井候モガラ（裳唐
キヌニテコウキアルマシク候

一モガラキヌハ下仕（裳唐衣モノカヘ）モキルナリ

一カサミノ事　ウハキノウヘニキルナリ童女ノキル
モノ也

一小ウチキノ事
キヌノ上ニヒトヘ（ヒトヘノ上ニウチキヌウチキヌ
ノウヘニウハキウハキノ上ニ小袿ノ上ニハカマ

キルナリ、ナカキ小袖トヒトシ中ユウラアリ、
寸法ハ次第ニ上候キルハヲメラカスナリ
一カイ子リノ事　ウスキ、紅ノ子リ
ハリタルキヌナリ
一ホソナカノ支　櫻ノホソナカニツヤ、カナルカイ子リヲ（テ玉ツラ
童殿上モ細長クキルナリ
皇太子幼童ノ時著ス、自織物、水源云、未通
女ノキルモノナリ、カリキヌノクヒカミノヤウニタ
テ、三ハタハリノ物ヽ、然トモ、可然人若ハ君子、
女御參ノ時ヲトナシキモ、著用スルヽ組ニノ

級ヲワクルナリ
一　厨子単ノシヒトヘノ支　ハリタルヒトヘキヌヲエナリ
一　表袴ウヘノハカマノ支
童女ハレノ時ハ、打袴ヲキルナリ、袴ノウヘニ表袴
紋ハ　クワニアラレヲキルナリ　ヨノツ子ハウヘノハカ
マヲキズ　源氏琴卷
一　シヒラタツ物
シヒラハラハ裳ノ支也　男ハカマノウヘニキル、女ハカラ

国立国会図書館　タイトル『女官飾抄』　請求記号 848-71
ガラス使用

モノ上ニキルナリ 褶トカクナリ

一キヌノタケノ丈

八尺九寸也 ソレニヨリテ カツラノタケモナカク

スルナリ

一袴ハ紅ノハリハカマ 袴ノ時ハコキハリハカマ 襲時

生ノ紅ノハカマ 夏冬同シ

冬ハ御ノ八領 或六領 或五以下世ウ〳〵ニ

袴ヲキルナリ 夏ハヒト〳〵カサネ子ノ上ニハカマヲ着ス

羊代ハ小袖ヲ着用 但ヒキツクラフ時 御ソヲ

着ス物ノクハ冬ヒト〳〵 夏ヒツ〳〵キ ウハキ モカラ 襲唐

衣キヌ小腰ヒキコシ等ハレノ時着ス

一主人ハカヲキヌ着セサル時コウチキヲキルナリ

カラキヌニハ小ウチキヲ着セサル丈ナリ

一主人ノウハキコウチキハカナラスフタ〳〵オリ物〳〵

一女房襲ノ時ハヒトウハキ 紅ノウチキ 又カラキヌ

等着シテ襲フキ又例也 ナヲ内々ハウハキ

ヒトヘハリハカマヲ著セス只衣ノ上ニモカラキヌ
著スル例ナリ

一ヒトヘカサ子ハ、シノ織物ヲモ後ヲモ何ヲモソメハリ
テヒ子リカサヌル也、スハフハリヲミナヘシモ常ノ
事也、私ニハ平絹、ウス物ナト、コシラ用ナリ
又ウハキハ、織物ナリ、入内ノ時、女房五節ノ童
女等オリ物ヲ用ル也、内裏中下扇ハオリ物
アヤ等ヲキサル也、ウチイテ出ニハカマヲ出スハ、

裏表白、ツ子ノノシメ地ノコトシ、帯ヲセスシテ
下ハケ上ヘ、緋ノ袴著之、下著ノ小袖ハ
記之オヨハス

ムシマキ
表白生裏白精ツ子ノ袴ノコトクニ仕立著
用之時下著ノ上ニ打カケ、スソヲ取テコシニ
マクヘ、下ハ緋ノ袴著之也

本云
這一冊以後成恩寺殿下真蹟馳
一條ナリ
禿筆最可為亀鏡可禁外見
而已

延徳三年春二月日　持明院
諫議大夫藤基春
拾三丁

指貫指之傳

国立国会図書館　タイトル『女官飾抄』　請求記号 848-71
ガラス使用

指貫括之傳

指貫の袴の裾にて括る上括下括とゆふ両品あるはさくさくこの括り習のあはせ事なくして

其習を今世高倉家にて秘傳とし奉るなり

甚秘傳の條〻

上括（ウハクヽリ）　清閑寺大納言懸房卿仰曰指貫上括

畧義あり當対いつれも上括る歟

（堂上故實ノ十之下皆コレニ習ヘ）

或書云上括はまことにもたちとゆふ所まの

すなはち

上括とゆふ事今世通法の著用なれども是の正儀の

處りなんさくさせてゆふ事なれかくのやく上括ふ

をはかる途中或る狩場のすそをゆくかく
ゆるもの指貫はまた長袴へ長さを殿中ふく
引ちぶ為の用ゐ利能もとも途中を作ふて歩行
すれるものあるしめ遂ゆも袴をとりあ者て歩
たくく今世武家をこうるの股立をとふと用ゐ
するものなりさけれも上括を右のごとく長袴を股立
細ふてくるふと同じ事なれ共全く途中の姿ふ
取事を知ふ無し

下括

一途中ゝ右のごとくくるもあ者て松文上をもて畜と
ぬき殿中ふて後殿中ふてゝ甚くるを解て引

下括

是指貫と減み著用しるすもの梁さとて
今世武家の長袴の股立とおなじるを国事之
或書曰下括ハ晴ハかるし奴袴の著用ゐ歟也し
畜をとゝの歩行の間て思ゆしの元ゝたんまく
をせて扨歩をぬきて括る所ゝ用ていをの
たんゝ多ゝくるふものを伸して後ゝ引ふ歟て
餘情あゝ上鶴の様ゐり
角くゝ今長袴の括をおゝして芝ゝあゝりて
引ふ事ゝはるゝ必ゝ袴を引ふまゝこの
心をもて甚用る所也ゝ今の

右ハ式の仕立ハ[illegible]
のうへくと思ひ[illegible]みくてゝ紐の道の
用ゝを生ずるものゝ言とすゆくゝを全雅の
用とみなし

右のごとく引まとふくつけてきくり紐を是を指貫の輪とゝふ
引ゝのゝゝもすひおくゝるり是を下括とゝふ
或書云奴袴の輪とゝゝ其ゝの紐を輪とゝふして
置ゝふものゝと結ふゝ結ひふして是を引すゝめ
根結ひとゝもつゝ其根源をゝるゝ
其ゝとゝの重きゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
相ひもすひやゝゝ習ひ事ゝ

或書云ハ下括の事とゝふ
ゝゝゝの後ふ引ゝ括紐ゝ結ひ為の袴の
ゝゝゝ生ものゝと生て引かゝるなり以四獲白
ゝゝ打交の紐ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
其習ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
清閑寺大納言懐房卿仰曰
一腹白 上白 下紫 但目七 七五歳ゝゝゝゝ
往昔ハ若者輩括貫浮役の事ゝゝ
一乱 紫と白 両ゝゝゝ 七五歳ゝゝゝ四十歳ゝゝゝ
獲白乱の袴ハ高倉家の秘傳なり

四十葉以降

一 笼籠括

浅黄の指貫固紋の叮用ゝ

一 袴の裏ゝすりゝゝ下葉ゝ上括

ゝしかし指貫も同じ

右のゝとく差別あるゝ事ゝ之の新ふゝ面と下括

の事を行ふゝ殿中ゝ上括

乃ゝふて進退ゝ事ゝ生ゝ

上括ゝて進退ゝ畢者の御ゝ

往者松殿関白御通の節ゝ上括ゝ

奉用ゝ御覧畢者の躰ゝ御意

悪かゝしゝ所今日掃部寮御掃除ゝ何ゝ

ゝゝゝ之事ゝ仰ゝ

傳ゝゝ懸房卿ゝ

右括の事祕傳ゝ御所ゝ

ゝゝゝ括ゝ事ゝ

ゝゝ加一言

文政四辛巳季春二月廿日

謹上大石順平殿

平敬通著

髪去之事

いぶしくの武家ハ勿論なれとも茶筌
のごとくゆひしなをすと世のひとも
おもふまゝにゆひなをす永錄天正の比より
事多くしる

下間問答云永錄三年三月九日の書

問　下間大藏法橋
答　伊勢守貞孝

御使而出家上下いきをとゝのへ髪をゆひなをす
中ノ巻

公方様御出家者髪をゆひなをすとゝ
中ノ巻　寺家ハ髪をゆひなをすとゝ

一とるかみとてちやせんこゆの御位の
小者の男女のこと紙をとる丘を小位位の
小者かみとるげくらの器物をて
古實記云 永徳二年五月五日の事
伊勢殿内侍貞順
首をとゝ川をくはくふる細き事
素服多ふ所に素右の袖にかゝる老人
髪服ゝ多いるのたゝはくふ髪の折ゝと
ゝ形巨ゝ川分を入ゝ
いみゝゝの図たの やまの

佐ゝ木高綱の古画
有ゝゝ義ゝ

国立国会図書館　タイトル『女官飾抄』　請求記号 848-71
ガラス使用

源氏男女装束抄

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

袖(ウワギ)は衣(キヌ)のうへにうちかけて

さい帯(ヒモ)をしてはゝをあい元(サダ)まるべし

うはぜ

今云(イマイフ)ちりめんやの一ぞくなり

四度の出家年月なるゆへ一ぞくなり

[illegible]

[illegible]

[illegible]

うちの事こゝ世(セ)なるべし

海こゝれなるのゆへ

いろ〳〵あり色付り

ぬゝ[illegible]ゆへ小ちれ

二あの月あうこれとあて[illegible]

夕月

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『女官飾抄』　請求記号 848-71

ガラス使用

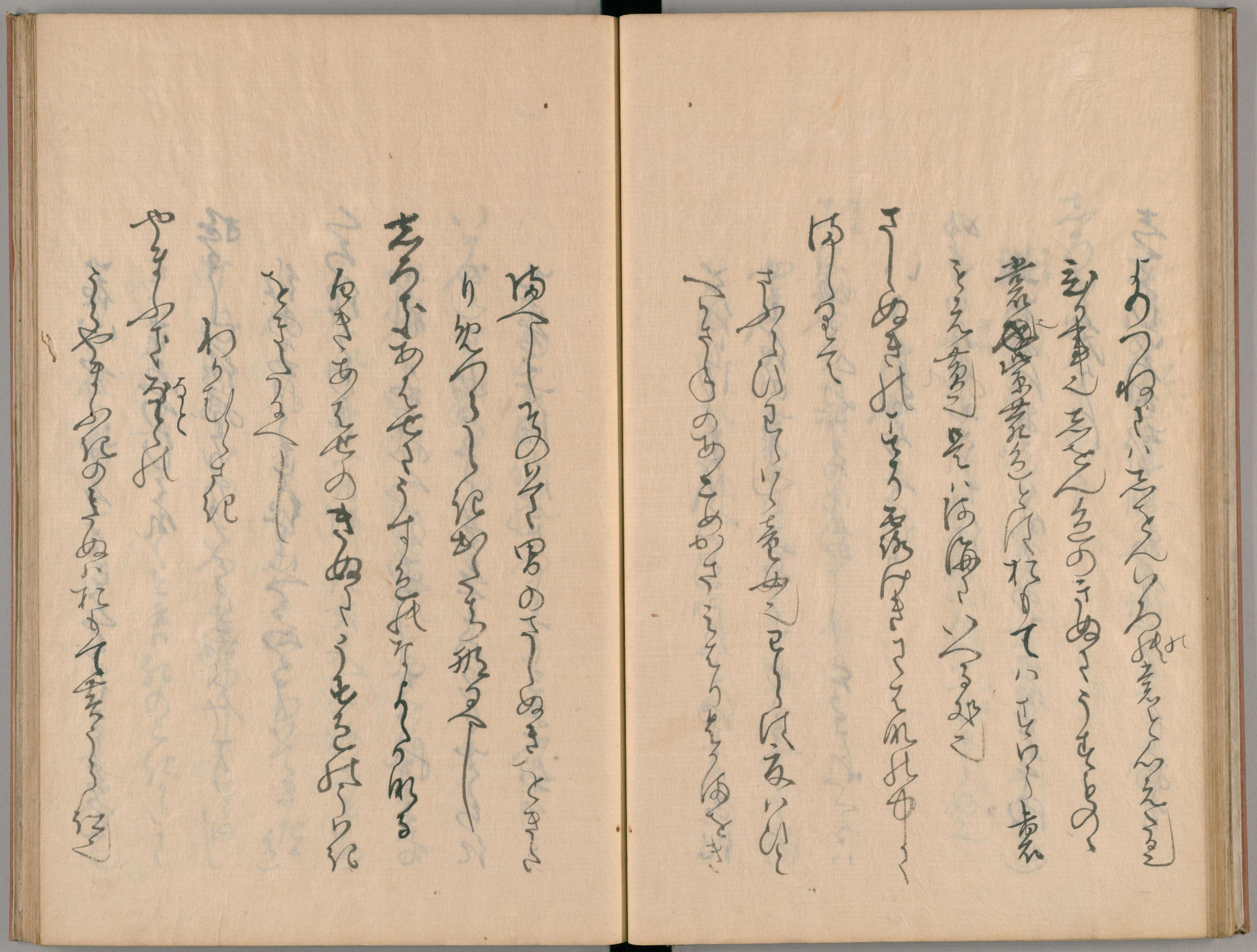

国立国会図書館　タイトル『女官飾抄』　請求記号 848-71
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『女官飾抄』　請求記号 848-71

ガラス使用

[illegible]

[illegible]

[illegible]

絹欠

国立国会図書館　タイトル『女官飾抄』　請求記号 848-71

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『女官飾抄』　請求記号 848-71

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『女官飾抄』請求記号 848-71
がうえ使用

国立国会図書館　タイトル『女官飾抄』請求記号 848-71
がうえ使用

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『女官飾抄』　請求記号 848-71

ガラス使用

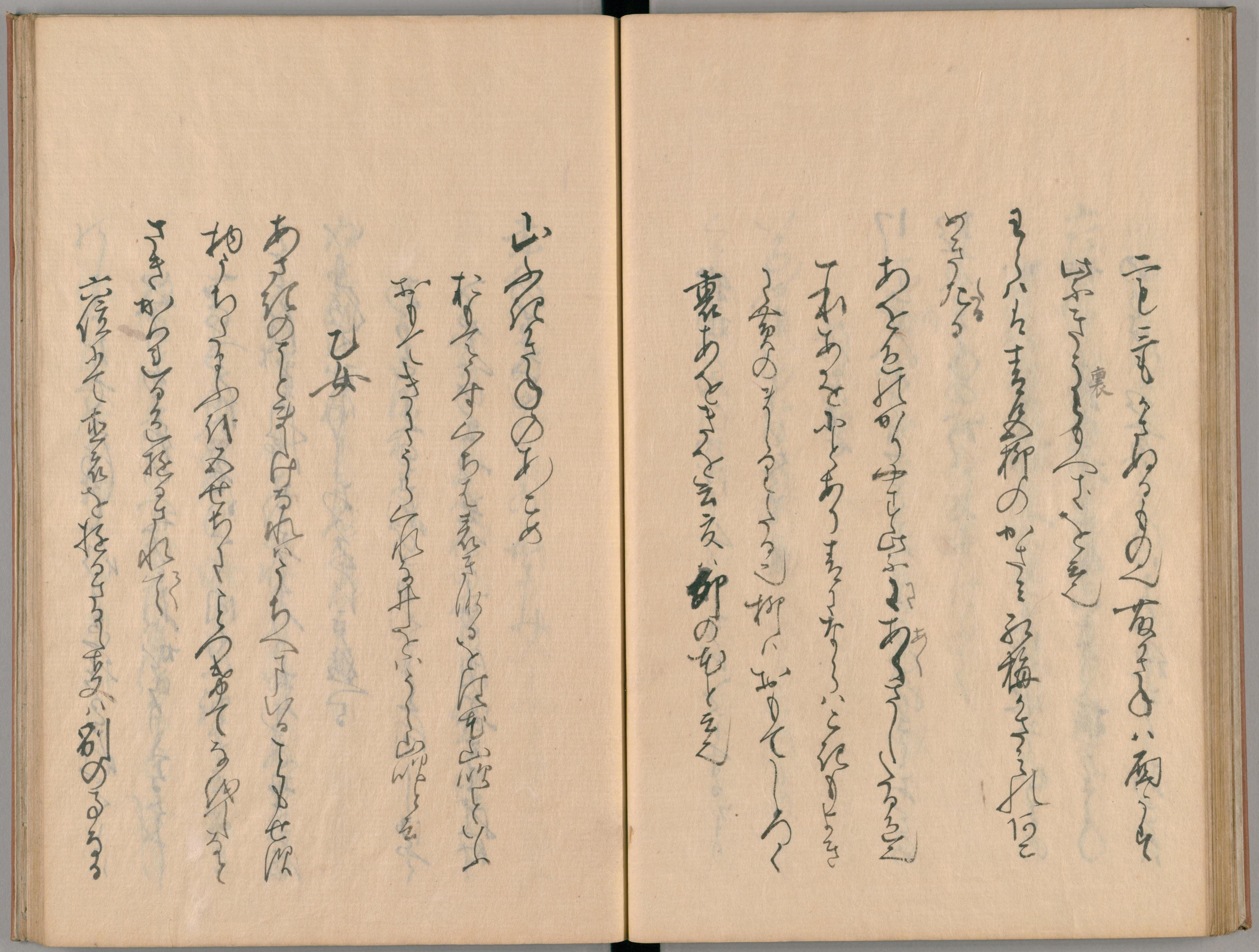

裏

裏あとさきを云文 御のおとを

ひな

山のかたちのあとを

国立国会図書館　タイトル『女官飾抄』　請求記号 848-71

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『女官飾抄』請求記号 848-71
がうス使用

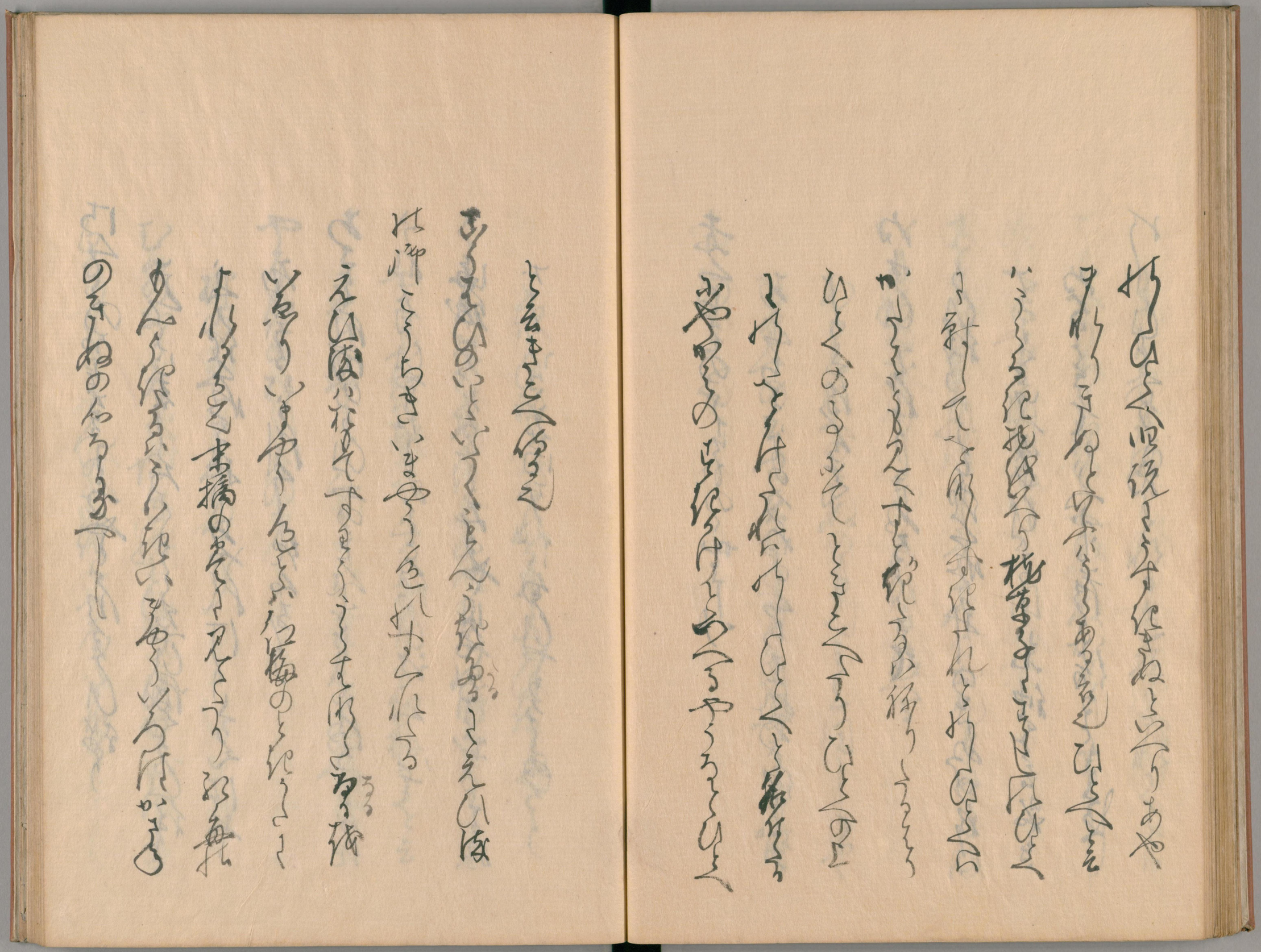

国立国会図書館　タイトル『女官飾抄』　請求記号 848-71
ガラス使用

はなのかをるつゆ
さくらはまことにくれなゐ
みどりのまつ
なりけるふるゆきの
あさぼらけのうしのよ
うれたるあしやたちあ
ぬるとあけやらぬ
海賊にたなびくみなと
たちいさ舟なれ
白しやうあるう

こゑひゝかりふるゆきの
くもりなくあをぞらの
やまのはにはるかに
さくらはやうくにて
やなぎのかたちのう
柳のくさきもあを
むあのわうえさ
白きうきさうの

国立国会図書館　タイトル『女官飾抄』　請求記号 848-71
ガラス使用

[illegible]

[illegible]

[illegible]

黄ちぬ、ぐらたをはをれ
山吹ぬうちなの袖ちぬ
ちはふふく
袖ちのすはるとあるをいふ
ちの名なをいつ
ひるとはくまひのさしーくさう
きるをとへをね

名詠ハ名すをはをれ
ちをハいろくなるこしーくさを
てをくとるふより
いうをもなををるをれいろあひ
ををハ麻麻をもいをあをのうへの衣
なりのをの年をねの素素をふふ
ちふなのこ
ちこをふ

なてしこ　ゆふかほ　うりの花　なし
ゆうこうち　ゆ
なてしこ　ゆふ顔　ゆふ梅　うりの花
七月　九月　九月　九月　七月　ゆふかほ
八極　柳筋
おかる
ゆふ顔
いまめかしくこれ　ゆふ　ルて　ゆふ
未落　ゆふ　九月　九月　ゆふ　ゆふ
ゆふ式八　ゆふ　ゆふ
さくぬうち　ゆふ
さくぬうち　ゆふ　面　あさがほ
あふちのすること　なてしこ　ゆふ　ゆふ
ゆふ　ゆふ　ゆふ
あふち　ゆふ　ゆふ　ゆふ　ゆふ　ゆふ
すうこ　ゆふ　ゆふ　ゆふ　ゆふ
一説　面　紅梅

国立国会図書館　タイトル『女官飾抄』請求記号 848-71

カラス使用

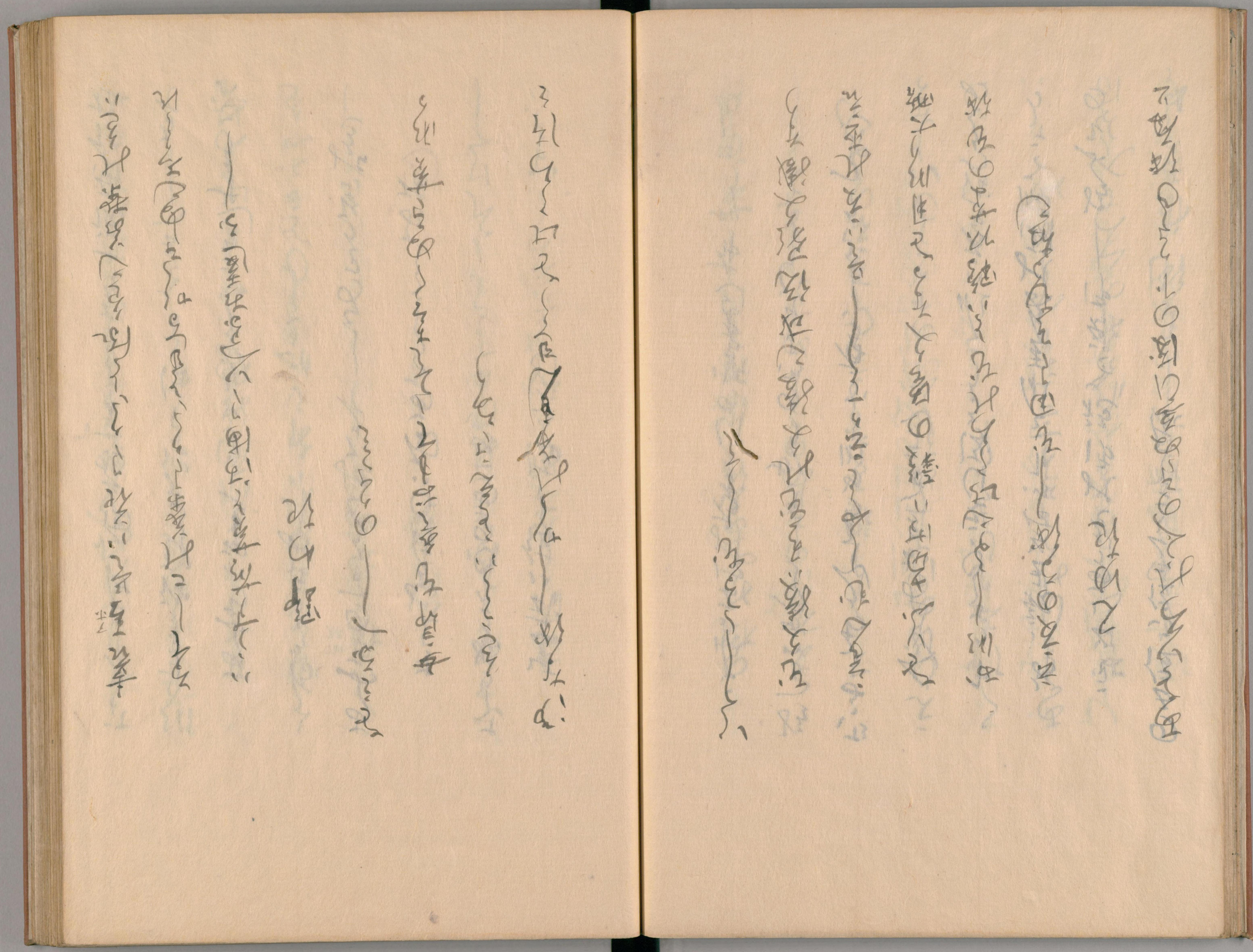

の五位六位まで〻〻所
主ハあるをれ伊勢を若宮一はゝそのの
御ハ親王宮以下三位以下殿上人顔をさう
下らさもいえひぼうしたれい奢成つゝあ
〻のお立をゝ
ぶるゝちゝんゝちめれとも奢なるゝてつゝい
始つゝいめつゝしさ物りの正ゝてひゝと
ゝれハゝ以ゝ奢ゝしの情実ゝ布ゝりきぬ

の指ぬ文あるゝ様ゝ所袴ゝ用ゝ成ゝ成ゝ
不奢花のゝあぬのゝ
ゝゝゝり模ゝハ下ハ三重ゝ成ゝ元のゝ
えひぼのゝ御ゝしぬ花ゝ今ゝのゝ下ゝゝゝいとなゝ
くゝゝゝりしきゝ
あゝとゝしゝおゝゝゝゝ三ゝおゝちゝりゝとゝや
おゝ下ゝゝゝゝゝ作ゝ井の今ゝつゝ入ゝゝは
ゝゝゝゝあゝゝ所ゝゝ

若すると物ゝ[illegible]あゆまれと云ふ服ゝ

もゝさきの花のたゝるをみゆるなり地のこゝろちき

ゝの[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]色ゝ成[illegible]ゝ地

とゝまてはゝ[illegible]ゝ[illegible]と紅にて[illegible]る色ゝと

云ゝ地はゝの[illegible]の[illegible]ゝ[illegible]地[illegible]ゝ[illegible]る

すゝ[illegible]ゝ

梅ゝえ

ゝゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

[illegible]と云々者ハ[illegible]宰相中将[illegible]
あるにあおいあるもりのくしけ[illegible]花
田のようくしとのくるもの
おとるもうすれはあるくしはなそれかくれ
しるるとい
うすれ四位云ハ花田ゑりはなさるそハ
さるれ色
宰相殿すこしくろ[illegible]ゆるさるくしてすこ[illegible]

のようくまてとあるさ[illegible]あやのゑりしと
すこしくろ[illegible]ハさくら花田ゑさるあやハ
[illegible]ハなれをさ
淺みとゑるあるの色ゑ[illegible]花
の色とうけたゆ
袍色ハ衣服令一位深紫二位浅紫三位深紅
四位五位淺緋六位深緑七位淺緑八位深
緑初位淺緑之緑[illegible]行[illegible]

[illegible]ハ五位ハ[illegible]
ハ薄色[illegible]ハ[illegible]ハ萌黄ハ[illegible]
[illegible]ハ薄と黄蘗少て[illegible]ハ[illegible]薄色
[illegible]今世四位袍三位ハ[illegible]
[illegible]ハ一条院の[illegible]
[illegible]小野宮太[illegible]
[illegible]女十一歳の[illegible]
[illegible]

萌黄

加賀守俗

[illegible]ハ七位[illegible]
[illegible]又二位三位[illegible]
[illegible]ハ一位の[illegible]の[illegible]ハ
[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『女官飾抄』　請求記号 848-71

ガラス使用

下襲はかさねの袴袍
柳色下襲白表袴袍表袴金太口 赤紐 半臂 弦
引帯 赤名用色
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
八度[illegible]の下襲[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
女御の[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

小豆まゝ[illegible]すりなとゝ

十二月中の卯日新嘗會辰日豊明節會

八山あるしてゝ[illegible]小忌と云物を

之代一度の大嘗會ふもゝくのてし

あきまれ

塔[illegible]色れゝりとけぬと見ゆる

紅ゝのさめハ氷(水)山のやゝゝゝゆゝこは海ゝ

のこゝろとなし(一)侍るゝゝゝ

やとり木

あしひきのあるとゝ

ひまこしの事(き)

ゝなゝ色れゝゝゝ花

うすきなとこしゝ[illegible]ゝ色交れ結れゝ

うゝ毎

こゝ[illegible]きめゝゝゝゝいれゝりあ

濃ゝゝのさめゝ

侍従あやし（き）ぬ云ひさうと成
云ひ〻は上臈之物の空
ひ〻ものすあり
さんさうひうもさ結れいうみあ〻の
あるもあり〻あ〻りや
丁子さやく後さうすあれ言のひとをお
まゆうるゆ結しさうる
丁子後のひくうひ〻言さるほあ〻え

〻うこまやうあるなしとい文れる結し
こ紀元前こ海こ
こ〻こ〻
こ〻前もひこ色こ〻ひ〻
梅度色ハ花ま〻ハすこ〻ひ〻あ〻
ひ〻元田こ言之

大祓事

東山花府賀嶋左近衛仕進一条前摂政兼良

文書状之通可存之年三月

衣と名付のあり之衣ようい寸法あるくい共
色ふ宮ふ衣と因縁し裁絶いとうおもな
かこてちまち対して大紙と縫す男ち
袴束ふも女のたいの因ふいい衣と承とのあい
しうく為相てい

小袖事

ふ小女官装束と庭元を[illegible]時

表装の寸ゝかゝ言ゝ代ゝ考ゝ仕絵ゝ
中ゝ入内抄ゝ分ゝ
抄欠

女房装束抄

尝のゝしゝとゝ申ゝ丈ゝおゝ思ゝしゝひゝさゝし
ゝ紀ゝ抄ゝちゝ紀ゝあゝまゝくゝり
抄欠

小ゝさゝしゝおゝもゝしゝのゝおゝ抄

女ゝハゝかゝゝ[illegible]の紐ゝおゝしゝゝ抄ゝ
抄ゝゝ法ゝふゝもゝ[illegible]ゝとゝふゝとゝをゝきゝ抄ゝ

ゆりをとこ　ゆりをとこ　ゆりをとこのこゑとまるまで
うしろをとりおろしたるものの
あやめちさくて　ゆかしうしたる紀と
ゆるやかなるもの　えもいはぬ
ハ大こ　ひさうしたるもの
ひきすりもちひ　ゆかしき
おかしけれども　二尺寸
ハニ　四尺寸

なるべきかたちのこゑ　ゆかしき
ものかなしうして　ゆかしはぬ
ひとへ衣　たたしのの白さ
冠者
ふるしのひろき
ゆもとうたちの　ゆかしう

848
7

右一冊之依教寄[illegible]
為[illegible]
永正十四年

宗碩判

右裝束拙者宗碩自筆以判形之如件書
冨者如此遂一校了

国立国会図書館　タイトル『女官飾抄』　請求記号 848-71
ガラス使用

848
71

国立国会図書館　タイトル『女官飾抄』　請求記号 848-71

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『女官飾抄』　請求記号 848-71

ガラス使用